

◎申告・納税の期限及び振替納税について

阿南税務署から  
確定申告に関する  
お知らせ

# 申告と納税は期限内に！

令和2年分の確定申告・納期限		納税は便利な振替納税をご利用ください【振替日】	
所得税及び復興特別所得税・贈与税	3月15日(月)	所得税及び復興特別所得税	4月19日(月)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	3月31日(水)	消費税及び地方消費税 (個人事業者)	4月23日(金)



<https://www.nta.go.jp>  
詳しくは、国税庁ホームページへ **国税庁** で **検索**

※ 振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。

納税のために金融機関又は税務署に出向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続きを済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

※ e-Tax を利用すれば、自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができますので、ぜひご利用ください。

国税の納付は、**簡単・便利な**

# ダイレクト納付

をご利用ください

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

↑  
詳しくはこちら

**簡単**

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約は不要！
- e-Taxの利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続きが行えます！
- ▶電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です！

**便利**

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ▶源泉所得税を毎月納付している方に便利です！
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付 (予納) が簡単にできます！